

第1回生物多様性保全に資する森林管理のあり方に関する検討会

日時：令和5年12月11日（月）15：30～17：30

場所：林野庁 AB 会議室およびオンライン開催

参加者：別紙参照

【委員コメント概要】

○生物多様性保全に資する森林管理の基準について

- ・ 林業の成長産業化と生物多様性保全のバランスが重要。木材生産と森林管理を通じた生物多様性保全・回復がネイチャーポジティブ目標達成に大きく貢献する。保護地域だけでは、生物多様性保全に十分ではなく、林業活動の中で保全も行うことで、対象面積を広げることが可能。
- ・ 国内における森林所有構造の現状を踏まえれば、小規模な森林所有者も取り組みやすい指針とすることが重要。
- ・ 生物多様性に意識が引っ張られているが、森林が生態系サービスを提供していること自体が重要。持続可能な森林経営を行うことがすなわち生物多様性の保全であるという視点が重要。
- ・ 森林生態系には草地や水域を含めた多様な環境が存在しており、種の数だけではなく環境の多様さがあることやユニークな地域環境の保全が必要。
- ・ 枯損木や尾根筋の保全といった個々の取組だけでなく、ランドスケープでの管理が重要。もし、伐採の規制といったアプローチをとるなら、補償措置が必要。
- ・ 森林は、ツルなどの資源供給といった文化的な利用を通じて保全されてきた側面もある。また、広葉樹の植栽にあたっては、自然植生及び遺伝的多様性の攪乱を回避する配慮が必要。
- ・ 世界的には資源のオーバーユースが生物多様性の損失を引き起こしているが、日本ではアンダーユースの方も問題であり、資源の利用を通じて、多様な生態系を創出していくことが重要。
- ・ 江戸時代から比べると草地が減ってきており、草地の生態系の創出は重要な課題の一つ。皆伐により草地は創出されるので、秩序のある伐採が重要。
- ・ 再造林をしないことを善とするのは、森林の土砂災害防止機能などの面からおかしい。草地の創出が間違ったメッセージにつながらないように気を付けることが必要。
- ・ シカの食害地は全国に広がりつつあり、生物多様性を急速に劣化させている。今日議論されている様々な対策も、すべてシカの食害がないという前提のもの。この問題への対策は、最優先して取り組むべき。森林における荒廃地の回復をどのように取り扱っていくのか検討が必要。
- ・ 生物多様性の保全・回復は持続的な木材生産に貢献し得るため、木材生産と生物

多様性の保全の両立を図るとともに、生物多様性保全の取組を収益に結び付ける視点が重要。

- 生態系サービスの供給を担う林業事業者に対して、受益者側から経済的利益が還元される仕組みが必要。例えば水源涵養機能は比較的数値化しやすいので検討してはどうか。
- 民間の生物多様性保全に資する取組を OECM に取り入れていく方法について、自然共生サイトの制度検討でも相当な議論があったところ。環境省が行っている自然共生サイトだけではなく、林野庁としても民間の取組を OECM に入れていくことを検討してはどうか。
- 例えば保安林は保護地域となりえるという議論があるが、OECM に位置づけることも検討しうるのではないか。

○生物多様性保全に資するモニタリング方法等について

- 特に人工林で木材生産を行っている箇所について生物多様性保全の取組を評価しようとする場合、活動で判断するのか、状態で判断するのかといった議論がある。状態のモニタリングは非常に難しいと考えられるが、当該検討会で状態のモニタリングも対象とすべきか生態系の専門家の意見を踏まえた検討が必要。
- 生物多様性の評価にあたっては、希少種に着目するだけでなく、象徴的な「普通種」のモニタリングも必要。林業事業者の誰もが取り組めるモニタリングを目指すべき。モニタリングの優良事例を紹介して欲しい。鳥や植物の種を特定するアプリの活用（eBird、Biome など）も有効ではないか。
- 状態や活動を評価するにあたっては、まず目標を設定することが必要。
- 林野庁で実施してきた「森林生態系多様性基礎調査」は全国で約 15,000 点調査しており貴重なデータ。これを活用して、現状を把握することが可能。
- とりまとめにあたっては、森林認証制度等の生物多様性に配慮した管理基準についても、整理すると参考になるのではないか。